

公立大学法人下関市立大学経営審議会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 1 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法人公立大学下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 14 条第 1 項に規定する経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する事項
- (3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (4) 職員（教員を除く。）の人事に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

2 審議会は、前項第 6 号に掲げる事項を審議するときは、あらかじめ、定款第 19 条第 1 項に規定する教育研究審議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

(構成)

第 3 条 審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

2 前項第 3 号の委員でその任命の際現に法人の役員又は職員でないもの及び同項第 4 号の委員の数の合計は、審議会の委員の総数の 2 分の 1 以上でなければならない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員の任期は、法人の役員としての任期による。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。ただし、前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、引き続き4年を超えることはできない。

(議長)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 会議は、議長が招集する。

- 2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、審議会が特に必要と認めるときは、別段の定めをすることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 審議会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営企画グループ経営企画班において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。